

第7号議案

FIT 非化石証書の販売業務に係る JEPX との機密保持契約締結について

(案)

本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第40条第1項及び同法施行規則第34条の3第1項第8号の規定により、2022年4月からFIT非化石証書の販売業務を行うこととなった。

FIT 非化石証書は、本機関が一般社団法人 日本卸電力取引所（JEPX）を通じて小売電気事業者等に売却することとなり、本機関と JEPX 間で売却に必要な FIT 交付金の交付対象とした再生可能エネルギー電気の量や販売実績等の情報の受け渡しが必要となる。

これらの受け渡し情報には機密情報が含まれるため、本機関と JEPX との間で、以下のとおり機密保持契約を締結したい。

< 契約概要 >

1. 契約先 : 一般社団法人 日本卸電力取引所
2. 契約期間 : 契約締結日～2023年3月31日 (1年間の自動更新条項あり)
3. 目的 : FIT 非化石証書の販売業務を行うため、本機関と JEPX が相互に受け渡す機密情報の管理方法等を取り決める。

以上

【添付資料】

別紙： 機密保持契約書案

別紙については、情報管理規程第4条（情報の格付け区分）の規定に基づき本機関が締結した個別の契約に関する情報が含まれるため、非公表とする。